

令和7年度

第8回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和8年3月10日(火)から
3月17日(火)まで

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の改定について

1 趣 旨

「第2次上越市総合公共交通計画・後期再編計画（以下「後期再編計画」という）」に基づくバス路線の再編のうち、今後実施する一部の事業が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定する「地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）」に該当することから、同法の規定に基づき、本計画に利便増進事業に関する事項を定めもの。

あわせて、国・県・市の各補助対象路線を含む市内バス路線の一覧について、時点修正を行うもの。

2 対象とする事業

(1) 利便増進事業

No.	事業	バス路線等	(参考)再編協議の時期
1	総合病院の閉院に伴うバス路線の再編	>上越大通り線(本町経由) >南川線 >春日山・佐内線 >桑取線 >佐内・直江津循環線 >名立線 >直江津・浦川原線 >能生線	R7. 12. 25 第6回活性化協議会 議案第4号で承認
2	住民組織による互助による輸送(中郷区)	>中郷コミュニティバス さくら号	R7. 2. 12 第8回活性化協議会 議案第2号で承認

3 改定内容

① 新旧対照表

資料1 (P1～P12) 第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）《令和6年度～令和9年度》令和8年3月一部改定 新旧対照表のとおり

② 改定後の計画(案)

別冊のとおり

<主な改定内容>

No.	ページ	項目	改定内容等
1	86	図表 6-1 再編の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中郷区において、乗合タクシー「岡沢ルート」「稲荷山ルート」に替えて、令和7年4月に実証運行を開始した「住民組織の互助による輸送」(＝中郷コミュニティバス さくら号) が、令和8年4月1日に本運行に移行することを受け「利便増進事業」に該当する事業として「○」を付記 ・労災病院前を経由する路線バス8路線について、令和8年3月30日から運行経路の変更(労災病院への乗入れ取止め、上越大通り線(本町経由)の一部の便の上越総合病院乗入れ)を行う。関係8路線について「利便増進事業」に該当する事業として「○」を付記

No.	ページ	項目	改定内容等
2	87～88	図表 6-2 補助系統の 位置付けと 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・上越大通り線（本町経由）の経由地として「上越総合病院」をと、【利便増進事業】の記載を追記 ・本運行移行済みの「板倉区予約型コミュニティバス」について、本運行移行時期の記載を削除 ・「中郷コミュニティバス さくら号」について、【利便増進事業】の記載を追記
3	89～90	図表 6-4 補助事業の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・上越大通り線（本町経由）の経由地として「労災病院前/新潟労災病院」を「上越総合病院」に変更 ・本運行移行済みの「板倉区予約型コミュニティバス」について、本運行移行時期の記載を削除
4	91～	図表 6-5 補助系統を 含む市内バ ス路線一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・上越大通り線（本町経由）など「労災病院前」を経由または発着していた路線の経由地・発着地の変更 ・市単独補助路線から県単独補助路線への変更（2路線） ・県単独補助路線から市単独補助路線への変更（2路線） ・市営バス櫛池線の廃止（互助による輸送への転換）

4 今後の流れ

No.	時期	主体	実施事項
1	3/10(火)～	活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ※本議案 ・後期再編計画の変更に関する協議
2	3月中旬	市	<ul style="list-style-type: none"> ・後期再編計画の改定
3	3月中旬	市	<ul style="list-style-type: none"> ・国に変更を届出

5 その他

- ・後期再編計画の記載内容については、国の指摘に基づく変更や字句の修正など、軽微な修正を行う場合があります。

上越市地域公共交通利便増進実施計画の改定について

1 趣 旨

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）に基づくバス路線の再編のうち、今後実施する一部の事業が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定する「地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）」に該当することから、同法の規定に基づき「上越市地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）」に、利便増進事業として記載すべき取組内容や役割を記載するもの。

あわせて、参考記載する「今後予定するバス路線の再編」について、これまでの検討結果を反映するもの。

※（参考）利便増進実施計画策定のねらい

- ・ 国の支援を活用した路線の維持・確保 … 国庫補助制度における優遇措置（幹線系統：路線重複や運行回数カットの不適用/フィーダー系統：補助上限額の増額）
- ・ 手続きのワンストップ化（事業計画等提出の一本化） など

2 対象とする事業

(1) 利便増進事業

No.	事業	バス路線等	(参考)再編協議の時期
1	総合病院の閉院に伴うバス路線の再編	>上越大通り線(本町経由) >南川線 >春日山・佐内線 >桑取線 >佐内・直江津循環線 >名立線 >直江津・浦川原線 >能生線	R7. 12. 25 第6回活性化協議会 議案第4号で承認
2	住民組織による互助による輸送(中郷区)	>中郷コミュニティバス さくら号	R7. 2. 12 第8回活性化協議会 議案第2号で承認

(2) 今後予定するバス路線の再編

No.	事業	バス路線等	(参考)再編協議の時期
1	住民組織による互助による輸送(清里区)	>くしりんバス	R7. 12. 25 第6回活性化協議会 議案第3号で承認

3 改定内容

- ① 新旧対照表 資料2 (P14~37) 上越市利便増進実施計画 令和8年3月改定
新旧対照表
- ② 改定後の計画(案) 別冊のとおり
(次ページに続く)

<主な改定内容>

No.	ページ	項目	改定内容等
1	5、6、7	図表3 後期再編計画（バス路線の再編計画）と利便増進事業の適合 など	○再編内容の決定や実証運行から本運行の移行にあわせ、参考記載である「今後予定するバス路線の再編」から、「利便増進事業」に <u>事業の位置付けを変更</u> > 労災病院を経由する路線 > 岡沢ルート、稲荷山ルート
2	5、7	図表3 後期再編計画（バス路線の再編計画）と利便増進事業の適合 など	○事業実施主体の明記 > 労災病院を経由する路線 … 頸城自動車(株) > 櫛池線 … NPO 法人清里まちづくり振興会
3	6	図表4 全体図	○再編内容にあわせた変更 > 事業実施状況（板倉区：本運行、中郷区：実証運行中） > 新潟労災病院の乗入れ路線：矢印の変更
4	14	3-1-2 住民組織の互助による輸送（中郷区）	○実証運行において追加した冬季ダイヤの記載
5	16～20	3-1-3 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編	○利便増進事業として実施する再編内容の記載
6	21・22	3-2-1 住民組織等の互助による輸送（清里区）	○今後予定するバス路線の再編内容として、実証運行における再編内容の記載
7	23	3-2-2 予約型コミュニティバス（名立区）	○検討状況にあわせた表記の変更
8	32	5 資金の額・調達方法	○利便増進事業の追加に伴う運行に要する経費と負担内訳の追記
9	33	6-1 事業の効果と地域公共交通計画との関連性	○再編内容の検討や実証運行の経過を踏まえ、利便増進事業により期待する効果を追加
10	35、36	6-2 定量評価と定性評価	○実績に基づく数値の修正と、利便増進事業の追加に伴う評価指標の追加

4 今後の流れ

No.	時期	主体	実施事項
1	3/10(火)～	活性化協議会	※本議案 ・利便増進計画の変更に関する協議
2	3/10(火)～	市	・利便増進計画(案)に係る関係事業者の同意、関係機関の意見聴取
3	3月中旬	市	・国に利便増進計画の変更認定を申請
4		国	・認定審査 → 認定（想定）
5	3月下旬 (国の認定後)	市	・利便増進計画の改定

5 その他

- ・利便増進計画の記載内容については、国の指摘に基づく変更や字句の修正など、軽微な修正を行う場合があります。

令和8年度地域間幹線系統確保維持計画の変更について

1 要旨

令和8年度「上越市地域間幹線系統確保維持計画」について、令和8年3月末で新潟労災病院が閉院予定であることに伴う令和8年3月30日の路線再編により、当該計画の変更が必要となったことから審議いただくもの。

2 変更内容

- (1) 労災病院前への乗り入れを取りやめ、一部の便で上越総合病院を新たに経由
- (2) 運行キロ程の変更により、運行に係る経費が減少（補助見込み額の減少 △36千円）

3 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称（経路）【変更あり】

- ・申請番号 48 上越妙高駅前～市役所～鶉の浜
※一部の便で上越総合病院経由

(2) 補助対象期間【変更なし】

令和7年10月1日～令和8年9月30日

(3) 補助見込額【変更あり】

（単位：千円）

事業者	No.	系 統 名	変 更	国庫補助 計画額	新潟県 計画額	計
頸城自 動車(株)	4 8	上越妙高駅前～ 市役所～鶉の浜	前	7,648	7,648	15,296
			後	7,630(△18)	7,630(△18)	15,260(△36)
	4 9	上越モール前～ 上越妙高駅前～ ● 新井バスターミナル	前	2,083	2,083	4,166
			後	2,083(±0)	2,083(±0)	4,166(±0)
合 計			前	9,731	9,731	19,462
			後	9,713(△18)	9,713(△18)	19,426(△36)

●No.49の系統は変更なし

4 その他

計画の提出に当たり軽微な修正が必要となった場合には、事務局において修正を行いますので、あらかじめご了承ください。

【資 料】

- ・生活交通確保維持改善計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統)
・・・ 資料3 (P39～54)

※参考

【上越市地域間幹線系統確保維持計画の策定について】

- ・本計画は、国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）の要件となるもの。
- ・令和6補助年度計画（令和5年10月1日から令和6年9月30日）までは、県が設置する協議会で策定したが、令和7補助年度計画（令和6年10月1日から令和7年9月30日）から市町村が設置する協議会で策定することとなったもの。

【地域間幹線系統とは】

- ・合併前の旧市町村をまたいで運行する路線で、運行回数や利用者数が一定の基準を満たすもの。

【地域間幹線系統確保維持計画について】

- ・地域における移動手段の確保のため、地域間幹線系統の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

1 要 旨

令和8年3月末で新潟労災病院が閉院予定であることに伴う令和8年3月30日の路線再編により、令和8年度における地域内フィーダー系統確保維持計画を変更する必要が生じたため、変更内容について協議を行うもの。

【地域内フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

2 計画変更の概要と理由

「佐内・直江津循環線」のキロ程や経由地に関する記載を修正する。

<変更理由>

令和8年3月末で閉院予定の新潟労災病院に立地する「労災病院前」停留所への乗り入れを取りやめることから、運行内容に変更が生じるため。

【キロ程の変更について】

（改定前）往路：10.1キロ、復路：9.7キロ

（改定後）往路：10.0キロ、復路：9.6キロ

⇒往路と復路共に0.1キロ短縮

3 変更内容

資料4（資料P56～67）のとおり

4 その他

計画の提出に当たり軽微な修正が必要となった場合には、事務局において修正を行いますので、あらかじめご了承ください。